

高知県地域外プロフェッショナル人材活用促進事業費助成金 Q&A

令和8年4月(第一版)

(公財)高知県産業振興センター 高知県プロフェッショナル人材戦略拠点

<目次>

1 申請者の要件.....	1
2 契約するプロ人材の要件.....	2
3 申請.....	4
4 助成対象経費.....	7
5 実績報告・助成金の支払い.....	10
6 変更・中止.....	11
7 その他.....	12

※略称注記

プロ人材 … プロフェッショナル人材

プロ拠点 … 高知県プロフェッショナル人材戦略拠点

1 申請者の要件

Q1-1 中堅企業、中小企業であれば、誰でもこの事業に申請できますか？

A 申請者の要件は次のとおりです。いずれも満たす事業者が該当します。

- ・ 県内に本社又は主たる事業所を有する中堅企業又は中小企業者であること。
- ・ 高知県税の未納がないこと。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項及び第 5 項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。
- ・ 当該事業申請日、又は助成金交付決定日の時点で破産、清算、民事再生手続き若しくは会社更生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。

このほか、助成事業の要件（どのようなプロ人材と契約するか等）もありますので、要綱・手引き、Q&A の次頁をご確認ください。

Q1-2 本社が県外にあっても助成の対象になり得ますか？「主たる事業所」にはどのようなものが該当しますか？

A 本社が県外にあっても県内の主たる事業所でプロ人材を活用する場合は対象になり得ます。主たる事業所には支社や営業所、工場等が該当します。

本社が県外の場合は、県内事業所の取組のみが対象となります。県外本社の事業に対してプロ人材を活用する場合は助成対象外になりますので注意してください。

Q1-3 どのような経営組織が対象になりますか？対象にならない法人等がありますか？

A 「会社法人」「個人事業主」「医療法人」「社会福祉法人」「学校法人」「商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所」「中小企業支援法第 2 条第 1 項第 4 号に規定される中小

企業団体（事業協同組合など）「特別の法律によって設立された法人、財団法人（一般・公益）、社団法人（一般・公益）」「特定非営利法人」のいずれかに該当する常時使用する従業員数が2,000人以下の事業者が対象になります。

「宗教法人」「政党などの政治団体」「法人格のない任意団体（同窓会、PTA、サークル等）」は対象になりません。その他、本事業の目的・趣旨から適切でないとプロ拠点が判断する者は対象にならない場合があります。

Q1-4 大企業の子会社は対象になりますか？

A 法人として大企業と別に登記がされていれば対象となります。

Q1-5 会社法人には何が該当しますか？

A 会社法上の「株式会社」「合名会社」「合資会社」「合同会社」「有限会社」が該当します。

2 契約するプロ人材の要件

Q2-1 どのような人材との契約が助成対象になりますか？

A プロ拠点を通じたプロ人材（専門的な技術や免許資格、知識や技能を有し、新たな商品・サービスの開発、販路開拓、生産性向上など、県内企業の成長に寄与する人材であって、主たる活動拠点及び居住地を県外（日本国内に限る）に有する者）との契約が対象になります。

スタッフ職としての採用や、人員補充などの理由による採用、単なる事務の外部委託（電話の取次業務、キーパンチャー業務など）は対象になりません。

また、「副業・兼業プロ人材活用促進枠」については、業務委託契約等により副業・兼業形態で契約するプロ人材が対象となります。

Q2-2 「プロ拠点を通じた」とは何ですか？

- A 助成金申請前にプロ拠点にて事業課題整理や求人案作成のためのヒアリングを実施することを指します。プロ拠点が別途民間事業者に委託する副業・兼業プロ人材の活用支援を行う事業者によるヒアリングもこれに含まれます。

Q2-3 高知県在住の人材と契約を結んでも対象になりますか？新たな雇用契約等に伴い、県外から高知に移住したケースはどのように判断されますか？

- A 高知県在住者と契約する場合は、対象になりません。
応募段階で県外在住だった者が契約に伴い、移住するケースは対象になります。

Q2-4 契約の相手方が法人となるケースでも構いませんか？

- A 契約の相手方が法人でも構いません。ただし、支援を行うプロ人材が契約書等により特定されている必要があります。

<法人契約でも助成金の対象となり得るケース例>

- ・当該法人代表者がプロ人材であり、契約書の相手方の項目に当該代表者の氏名等が記載されている場合
- ・契約書ないし契約書とは別に取り交わす覚え書きなどで、サービスを提供するプロ人材の氏名等が明記され、特定されている場合

Q2-5 過去にプロ拠点を通じずに副業・兼業形態でプロ人材に相当する人材と契約を結んだことがありますが、「副業・兼業活用促進枠」の対象になりますか？

- A 過去の人材との契約がプロ拠点を通じていない場合は対象になり得ます。
なお、過年度にプロ拠点を通じてプロ人材と契約した場合でも、新たに別のプロ人材と契約を結ぶ場合は、一般枠の対象になります。

Q2-6 副業・兼業形態とは何を指しますか？

A 就業者が業務委託契約等に基づき職務や期間を限定して業務に従事することを指します。雇用契約は対象になりません。

Q2-7 一般枠の場合は雇用契約も対象になりますか？

A 対象になります。

Q2-8 契約するプロ人材に資格や職種の指定はありますか？

A 専門的な技術・知識・技能を有することの証明として資格を保有していることは望ましいですが、必須要件ではありません。職務経験や実績などから専門的な技術・知識・技能を有していることが確認できれば対象になり得ます。

また、プロ人材の職種は限定せず、幅広く対象としています。

Q2-9 どのタイミングでプロ人材の募集あるいは契約をすればよいですか？

A 産業振興センターからの交付決定通知が届いた「**後**」に契約を行ってください。交付決定前にプロ人材の募集や契約を行っている場合は、助成金の一部又は全部の交付決定を取り消す場合がありますのでご注意ください。

3 申請

Q3-1 いつ申請すればよいですか？

A 令和9年2月12日（金）まで通期募集しています。事業を開始する1週間前まで（土日祝日にあたる場合は、前営業日）に申請していただく必要がありますので、お早めにプロ拠点までご相談ください。

なお、助成金は先着順で予算の範囲内の交付決定となりますので、これより早く募集を終了する可能性もありますので予めご了承ください。

「人材紹介手数料」を助成対象として申請する場合、下記の通り紹介料の形態によって申請のタイミングが異なりますので、注意してください。

①成功報酬型（人材とのマッチングが成立したら料金が発生する場合）

求人公開後、採用者が固まった段階で申請してください。交付決定後に当該人材との契約、人材紹介会社への手数料の支払いを行う流れになります。

②求人掲載料型／応募課金型（求人掲載時点や求人応募時点で料金が発生）

求人掲載前に申請し、交付決定後に求人掲載、人材紹介会社への手数料の支払いを行う流れになります。（**※要注意：マッチングしなかった場合、手数料を支払っても助成対象外になります。**）

Q3-2 どのように申請すればよいですか？交付決定までにどの程度期間を要しますか？

A プロ拠点に申請書及び必要な添付書類を電子メールで提出してください。

提出先は以下のとおりです。なお、提出の際は、件名に【助成金申請】の旨を記載するようになしてください。

< 提出先 >

（公財）高知県産業振興センター

高知県プロフェッショナル人材戦略拠点

メール pro-jinzai@joho-kochi.or.jp

助成金の申請に特段の不備がない場合、受付から2週間以内に交付決定の連絡をプロ拠点から電子メールにて行います。

Q3-3 申請や交付決定前に人材募集やプロ人材の高知出張を実施してもよいですか？

A 不可です。

プロ拠点の交付決定後でないと、助成対象事業の着手はできません。事前着手は助成金の対象外となりますので注意してください。

<参考 助成金の対象外となる事前着手の例>

交付決定前に、

- ・人材紹介会社に手数料を支払い、プロ人材の求人を公開した
- ・交通費等の支払いを行い、プロ人材の現地視察を実施した

Q3-4 同一年度に複数回申請してもよいですか？

A 「副業・兼業プロ人材活用促進枠」を申請できるのは通算で1回限りです。

「一般枠」は、既に「副業・兼業プロ人材活用促進枠」を申請している場合であっても、追加で申請可能です。

また、「一般枠」については、上限額の30万円に達しておらず、「別のプロ人材」と契約を行う場合は、上限額との差額分に限り同一年度内に複数回の申請を行うことが可能です。

ただし、同じプロ人材と契約する場合は、「支援を受けて取り組む課題」や「業務、依頼すること」等が異なっていたとしても、助成対象にはなりません。

Q3-5 1回の申請で複数名のプロ人材との契約にかかる経費を申請してもよいですか？

A 「副業・兼業プロ人材活用促進枠」の対象となる副業・兼業プロ人材は1名に限ります。

「一般枠」については、上限額30万円の範囲内であれば、1回の申請で複数名のプロ

人材との契約にかかる経費を申請することが可能です。

4 助成対象経費

Q4-1 求人掲載料も「紹介手数料」に含まれますか？

A 含みます。「紹介手数料」は、求人サイトの運営会社に対する求人掲載料、マッチング後の成功報酬などが対象になります。

なお、交付はプロ人材との契約が条件になります。そのため、例えば交付決定を受け、求人掲載料の形態で支払いを済ませていた場合でも、プロ人材との契約が成立しなければ、交付の対象にならず、求人掲載料を全額自己負担する必要がありますので、ご注意ください。

Q4-2 知り合いのコンサル会社から紹介を受けた人材と契約したい。コンサル会社に支払う手数料は対象になりますか？

A 「紹介手数料」は、別途プロ拠点が指定する人材紹介会社によるもののみを対象とします。指定が無い会社の場合は、手数料が発生しても助成の対象にはならないのでご注意ください。プロ拠点が指定する人材紹介会社は助成金の手引きに掲載しています。

Q4-2 「交通宿泊費」には、どのような経費が含まれますか？会社の社車でプロ人材の送り迎えをした場合、ガソリン代や高速道路料金は対象になりますか？

A 「交通宿泊費」は、公共交通機関の往復料金、宿泊費（上限1泊あたり税込12,000円）のみが対象となります。

ガソリン代や高速道路料金は対象になりません。そのほか、対象にならない経費は以下の通りです。

<交通宿泊費の対象にならない経費>

- 1回の往復移動の実費負担が10,000円（税込）未満の交通費
- 日当
- タクシー、社用車、自家用車、レンタカー、カーシェアでの移動に要した経費（有料道路 利用料、ガソリン代、駐車場代を含む）
- 鉄道のグリーン車利用料金、航空機の国内線プレミアムシート、手荷物等のオプション料金等
- マイレージポイントで支払った経費
- 旅行代理店の手数料
- 取消料、キャンセル料
- 振込手数料、代引手数料
- 旅行傷害保険料

Q4-3 現地支援に複数日数要した場合、その滞在した日数の全てが宿泊費の対象になりますか？

A 原則、一度の往復につき、1泊までを対象経費の上限とします。

ただし、現地支援の内容や交通機関の事情等に合理的な理由がある場合は、2泊以上の対象経費を認めることがあります。

Q4-4 事業現場が県外にある場合、当該現地へのプロ人材の往復交通費も助成の対象になりますか？

A 県外への交通費は対象になりません。

Q4-5 食事付きの宿泊の場合、食事代も対象経費に含まれますか？

A 食事代は対象になりません。

Q4-6 助成対象になる報酬はどのようなものを指しますか？

A 副業・兼業形態のプロ人材と締結する委託契約等により発生する月額報酬が対象になります。最大6か月分が対象になります。雇用契約による給与等は対象になりません。

Q4-7 例えば12月に副業・兼業プロ人材と契約、業務開始をした場合、いつまでの報酬が助成対象になりますか？

A 報酬は、6か月間、もしくは2月末までの期間のいずれか短い方が助成対象になります。

例えば、12月に業務が開始した場合、6ヶ月間(5月まで)より2月までの方が短くなりますので、12月～2月の3ヶ月間が助成対象になります。

なお、3月10日(土日祝日の場合、その前営業日)までに支払ったものが助成対象になりますので、2月分の報酬を3月に支払う場合は、この期限内に支払うようご注意ください。

Q4-8 領収書がありませんが、助成対象になりますか？

A 領収書等により支払いが確認できるもののみが対象となります。領収書がない場合は、インターネットでの精算画面や通帳の写し等で代替できる場合がありますので、プロ拠点にご確認ください。

Q4-9 消費税は対象経費になりますか？

A 消費税は対象経費になりません。

Q4-10 他の行政機関等が実施する補助金と併用はできますか？

A 国、地方自治体、独立行政法人等の他の公的な補助金等と重複申請はできません。

Q4-11 クレジットカード払いは可能ですか？

A 原則として銀行振込が基本ですが、銀行振込が困難な経費（旅費等）に限り、法人名義カードまたは個人事業主本人のカードによる支払いが対象になる場合があります。カード払いの場合、実績報告時に以下の書類提出が必要です。

- ・カード会社からの請求書
- ・利用明細書
- ・引落口座の写し

また、口座引落が補助対象期間内に完了している必要があります。

5 実績報告・助成金の支払い

Q5-1 事業完了日はいつですか？いつ実績報告書を提出すればよいですか？

A 原則、最終の支払いが完了した日を事業完了日としてください。前金払いをしている場合は、その役務が完了した日を事業完了日としてください。

実績報告は、事業完了日から起算して30日以内、もしくは3月10日（土日祝日の場合、その前営業日）のいずれか早い日までに提出してください。

Q5-2 いつプロ拠点から助成金の入金がありますか？

A プロ拠点にて実績報告を受理した後、報告内容の検査を行い、助成額の確定とともに支払いを行います。内容に特段の疑義がない場合は、概ね実績報告後2週間までに入金するよう手続きします。

Q5-3 航空券付きのパック旅行を利用した場合、実績報告書の費用清算はどのように記載すればよいですか？

A 航空券付きのパック旅行により交通費と宿泊費の内訳がない場合は、宿泊費の事業経

費に上限の 12,000 円/泊（税込）を入力し、パック旅行代金総額から当該宿泊費を除いた額を交通費として記入してください。

<例：パック旅行代金 50,000 円（税込）だった場合>

交通費 = 旅行代金 50,000 円 - 宿泊費（上限）12,000 円 = 38,000 円

なお、パック料金は「特定便割引の往復航空券」+「当該宿泊地の宿泊費上限額」の範囲内であることし、超える場合は減額して確定を行います。宿泊施設は、最も経済的な部屋を基本とし上限の範囲で任意の宿泊施設を選定できるのではないことにご注意ください。

Q5-4 領収書や請求書の宛名は、誰の名義にすればよいですか？

A 証拠書類の名義は、原則として**助成金申請者（法人の場合は「法人名」、個人事業主の場合は「代表者本人名）」**としてください。申請者以外の名義（他社名や役員個人のフルネーム等）で発行された書類は、助成対象として認められません。

※従業員等が旅費を立替払いした場合は、別途理由書や、期間内に会社から従業員へ精算したことがわかる振込記録等が必要になります。

6 変更・中止

Q6-1 プロ人材を募集しましたがよい人材がいないので契約まで至りませんでした。どのような手続きをとればよいですか？

A 様式第3号にて中止の申請書を提出してください。

なお、助成金の交付にはプロ人材との契約が必要ですので、仮に求人掲載料などで支払いが発生していた場合でも、助成の交付は受けられず、全額自己負担となりますのでご注意ください。

Q6-2 当初交付決定では交通宿泊費を想定していませんでしたが、現地訪問をしてもらいたいです。助成金の対象になりますか？

A 様式第3号にて変更の申請書を提出してください。適正な内容であれば、プロ拠点から別途変更交付決定を行いますので、その後、現地訪問を実施するようにしてください。
ただし、助成金は先着順で、予算の範囲内で運用していますので、予算執行状況によってはご希望に添えない場合があります。

7 その他

Q7-1 プロ人材の募集・契約のスケジュールが遅れそうです。助成の対象経費になりますか？

A 交付決定を受けた事業年度の3月10日（土日祝日の場合は前営業日）までに支払った費用が助成対象です。それ以降の契約・支払いは対象になりません。スケジュールの遅れが生じそうになったら早めにプロ拠点までご相談ください。

Q7-2 令和7年度に本助成金の交付を受けましたが、今年度も申請が可能ですか？

A 「副業・兼業プロ人材活用促進枠」については申請できません。
「一般枠」については再度申請することが可能です。